

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう! 九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

2025.Nov

Vol.51

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所 気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

現在の原告数
10406人
(2025/11/1現在)



日本政府は老朽化原発の60年超の運転を可能にし、さらに本年1月には約半世紀ぶりとなる新規原発建設案も出してきた。そしてここで高市早苗新首相の誕生である(10月21日)。「憲政史上初の女性

「首相」とマスコミはもてはやしているが、その極右的な本性は筋金入りだ。総裁選の会見では「(事業用の)電力を安価に安定的に供給できる対策を講じる必要がある」と強調し、原発の再稼働の促進、次世代型革新軽水炉への移行、さらに2030年代に核融合炉を稼働させる方針まで言及している。つまり高市首相の下で、日本の誤った原発政策がさらに加速される恐れが高い。玄海町の最終処分場の文献調査も、町長らの「調査だけ」などと言う甘い考えは吹き飛ばされるだろう。

さてそこで、高市旋風にどう対処するのか? 今いっそう衆知を集めて、裁判所の内外で原発の危険性に改めて警鐘を鳴らすときなのだ。

51回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



9月26日の裁判では、進行協議で、それぞれが裁判所に特に理解してほしいポイントについて、プレゼンテーションをしました。原告側は、①原発の危険性の判断基準と判断要素、②基準地震動の問題、③火山の危険性について、④避難計画の実効性の欠如及び実行する体制の欠如の4点について、90分で説明しました。原発の技術的特質、被害の甚大性から他の科学技術とは質的に異なるもので、

極めて高度な安全性が法的にも実態的にも要求される観点から論じました(詳細は2ページ以下)。

他方、九電は地震動、火山、安全対策を90分で説明し、国は火山ガイドの合理性を3分で説明しました。

また、当日の弁論で、裁判所は、避難計画についての専門家である上岡直見氏の証人尋問すること及び原告らの尋問をすること、九電職員2名の尋問をすることを決定しました。後掲の尋問期日には多数の方の傍聴をお願いします。

目次

Content

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
原告プレゼンテーション・判断枠組み論	2-3
原告プレゼン・火山問題	4

原告プレゼン・基準地震動問題	5
原告プレゼン・避難問題	6-7
今後の日程等	8



原告プレゼンテーションのトップバッターとして、まず「本件訴訟における考慮要素と判断枠組み～極めて高度の安全性が確保されていない」と題して、玄海原発は、福島第一原発事故の教訓を踏まえた「極めて高度な安全性」が確保されていない状態だとして、原告の人格権を守るため運転差止めを強く求めました。

1 守られるべき人格権とは

はじめに「人格権」の意味を整理しました。人格権は生命や身体の安全だけでなく、日々の生活環境を一方的に奪われない権利も含みます。原発事故は生活基盤そのものを破壊するため、市民の人格権を守る観点から厳しい検証が必要だと訴えました。

2 原発の本質的危険性

放射性物質は発電後も長期にわたり高い毒性を持続します。使用済み燃料は「トイレなきマンション」と呼ばれるほど処分方法がなく、漏洩すれば被害は広範囲かつ長期に及びます。さらに事故時には「止める・冷やす・閉じ込める」という異なる課題を連続して成功させなければならず、一度でも失敗すれば国家的規模の破局を招くと説明しました。

3 「深層防護」の不十分さ

福島第一原発事故のような原発過酷事故は、機器の故障、運転操作ミス及びシステム障害という原発内部から生じる場合と、地震、火山噴火及びテロ

攻撃といった外部からの影響を受けて生じる場合があります。そして、あらかじめ、このような原発過酷事故の要因となる現象の全てを予測して排除することは不可能です。そこで、原発の安全管理の国際的な基準として、多重の安全対策を準備して事故の発生・拡大を避けるという「深層防護」という考え方があります。この深層防護の考え方IAEAといつ

人格権を侵害する 具体的危険性の判断枠組み



どのような場合に
「深層防護が欠落し又は不十分で具体的危険性がある」
といえるのか？

どこまでが安全で、どこからが危険なのか、
→安全性の水準はどのように定まる？

た国際機関でも採用されている基準です。この深層防護ですが、福島第一原発事故前には、日本国内への導入は不十分でした。そのため、その反省にたって、同事故後によく深層防護に則った安全対策が日本の原子力規制にも本格的に取り入れられました。

現在の日本の原子力安全規制は、理念としては国際基準に沿っています。ただし、実際には、第5層にあたる避難計画、すなわち事故影響緩和策が規制の枠外に置かれたため、重大な「制度的空白」が残されている問題点を指摘しました。



4 安全水準を決めるのは社会と裁判所

原発の安全性をどの水準で認めるかは、技術者だけでなく社会全体の合意で決めるべきだと強調しました。原子力規制委員会は技術的判断に限られ、倫理的・社会的判断は専門外です。したがって最終的に「どの程度の危険を許容できるか」を判断するのは裁判所の責任だと訴えました。

5 福島第一原発事故の教訓

福島第一原発事故がもたらした被害の実相を改めて示しました。放射性物質の広範な拡散、数十万人の避難、地域社会や伝統の崩壊、農林水産業の壊滅、そして数十兆円規模に膨らむ事故処理費用。事故から14年以上が経った今も廃炉の見通しは立たず、除染土や汚染水の処分も解決されていません。「フクシマはまだ終わっていない」と強調しました。

6 公共性の低さ

「果たして原発は、本当に日本社会に欠かせない存在だと言えるのか」このような観点から原発の「公共性」についても検討を加えました。電力供給の必要性については、福島事故後に全国の原発が止まっていた時期にも電力は他の方法で十分に賄えたこと、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの普及が進み、特に九州では余剰電力すら生じていることが示されました。経済効率性についても、事故後の費用増大により原発は最も高コストの電源となっています。さらに環境保全の観点でも、

温排水や放射性廃棄物の問題、そして事故時の壊滅的な環境破壊を考えれば「環境に優しい」とは到底言えないと述べました。

7 結論—極めて高度な安全性が必要

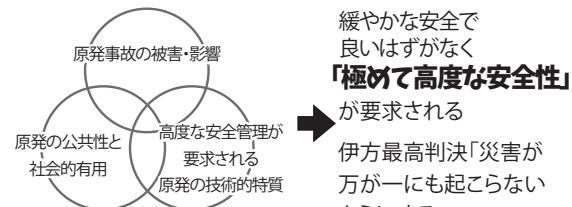
こうした点を踏まえ、「原発は被害が甚大である一方、公共性は低い。であるならば、社会が許容するには『これ以上ないほど高度な安全性』が必要だ」と結論づけました。しかし現状、その水準が確保されているとは言えません。

最後に「もう二度とフクシマを繰り返してはならない」という福島第一原発事故後の法改正の原点を確認しました。市民の人格権を守るために「これ以上無いほどの高度な安全性」が達成されているか否かという観点から裁判所が真に保守的な安全判断を行うこと、その結果、限界原発の危険性が明らかになり、その運転を差止めるべきことこそが未来世代への責任であると訴え、プレゼンを締めくくりました。

社会が原発の存在する許容する安全性とは？

「もう二度とフクシマの悲劇をくりかえしてはならない」

という立法事実を前提に総合考慮すると…





1 「九電は地震動を過小評価している」ということを、6つの観点からプレゼンしました。

まず、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動に関して、①基準地震動は平均像に過ぎないこと、②入倉・三宅(2001)式では地震動を過小評価してしまうこと、③城山南断層、呼子南リニアメント、名護屋断層が連続した活断層である可能性があることを指摘しました。次に、震源を特定せず策定する地震動に関して、④17年間に発生した、たった16個の地震の観測記録をもとに策定されているにすぎないこと、⑤標準応答スペクトルは、現に発生した2.3%の地震動をカバーしていないことを指摘しました。そして、その結果⑥2005年以降の10年間で5回、基準地震動を超えたということを指摘しました。

ここでは、その中でも、プレゼン期日において裁判官が興味を示していた①の点について説明します。

2 基準地震動を策定する手法は複雑ですが、結局、過去に発生した地震動の平均像を求めているに過ぎません。このことは九電も認めています。平均像なので、これを超える地震動が発生する可能性が十分にあります。

そのため九電は、単なる平均像ではなく「不確さを考慮」し、安全側に設定したと主張しています。このことを示したのが下の表です。「基本的なケース」が平均像そのものを求めるものです。そのほか

に、「断層長さ及び震源断層の広がり」「断層傾斜角」「応力降下量」「アスペリティの位置」「破壊開始点」という5要素について、地震動がより大きくなる方向、すなわち安全側に設定した「不確さ考慮モデル(図は省略)」をも検討した、という主張です。

しかし、不確さ考慮モデルでは、斜線の部分については、3つのモデル全てで重畠適用していますが、灰色の部分については、各モデル1つずつしか適用していません。九電は、不確かな要素すべてを安全側になるように重ねて適用したモデルは検討していないのです。

この点について、プレゼン期日当日、裁判官は九電に対し、「なぜすべてを重ねて適用したモデルを検討しないのか」と質問しました。九電は、斜線の部分は本当に不確かだから重畠適用しているが、黄色の部分はそれほど不確かではないので重畠適用する必要はない旨回答しました。

しかし、九電の考え方は安全性を軽視しています。より安全にするのであれば、不確かな点すべてについて安全側に設定すべきです。それがなされていない以上、地震動は過小評価と言わざるを得ません。

3 いよいよ来年には証人尋問が行われます。弁護団では、証人尋問で上記の点を浮き彫りにしたいと考えています。皆さんも注目していてください。

竹木場断層による地震の基本的なケースと不確さを考慮したケース

検討ケース	断層の長さ及び震源断層の広がり	断層傾斜角	応力降下量	アスペリティの位置	破壊開始点
基本的なケース	17.3km	80度	強震動予測レシピより設定	地表トレースの範囲内で敷地に最も近い位置に設定	巨視的断層面の端部で破壊が敷地に向かう位置に設定
断層の長さ及び震源断層の広がりの不確さを考慮したケース	20.0km	80度	強震動予測レシピより設定	敷地に近い位置に設定	複数設定
断層傾斜角の不確さを考慮したケース	19.7km	60度	強震動予測レシピより設定	敷地に近い位置に設定	複数設定
応力降下量の不確さを考慮したケース	17.3km	80度	新潟県中越沖地震を踏まえ、強震動レシピの15倍に設定	敷地に近い位置に設定	複数設定



「火山事象による危険性」について

火山の危険性については、国・九電の主張する不合理な点のうち5つに絞ってプレゼンを行いました。

- ・巨大噴火のリスクは社会通念上許容されているとすること
- ・巨大噴火以外の大規模噴火の基準が緩和されたこと

火山ガイドでは、火碎流などの設計対応不可能な影響がある場所には原発は設置できないとされていて、阿蘇の火碎流が到達したことのある玄海原発は、本来、不適当になるはずです。

しかし、国は「巨大噴火は頻度が低いから除外してよい」として基準を緩和しました。

また、巨大噴火以外の大規模噴火の対策も、過去最大ではなく「最後の巨大噴火以降」を想定すれば足りると緩和しました。

原発事故の深刻さをみれば、発生頻度が低いから対策しなくてよいなどという考え方は無責任であり、科学的根拠のない基準緩和は許されないはずです。

- ・地下のマグマ溜まりの有無に関する判断

九州電力は、阿蘇カルデラの地下には巨大噴火を引き起こすよう

なマグマ溜まりは存在しないとします。

しかし、最近の研究では、観測が困難な半固形状のマグマだまりが存在する場合に、短時間で巨大噴火が起こる可能性もあることが分かっています。

- ・火山灰対策における気中濃度の設定
- ・非常用ディーゼル発電機の対策の不備

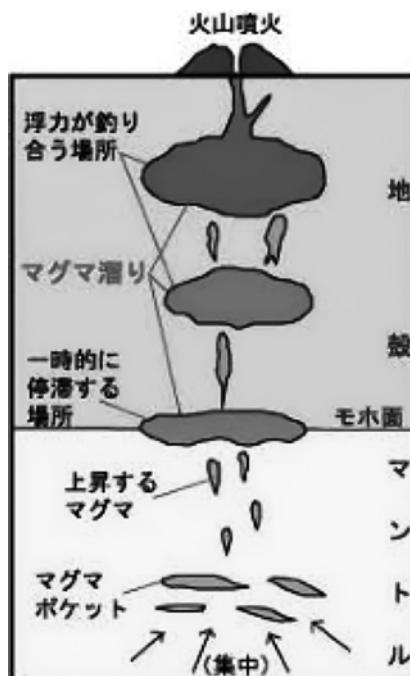
火山灰の大気中の推定濃度について、近年相次いで見直しが実行された結果、短期間で参考値が約330倍に激増し、追加対策によっても安全性の確保が図れる保証はありません。

また、火山灰によって鉄塔や電線が倒れ、外部電源が喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機が最後の砦となります。

大量の火山灰によってフィルターが目詰まりを起こすと発電機は故障します。九電は、人力で交換し続けるといいますが、悪条件の中で作業を続けることができなくなる危険性があります。

この通り、巨大・大規模噴火という、人類史上ほとんど経験のない大災害によって、原発は壊滅的な被害を受ける危険性があります

世界有数の火山地帯である九州で、原発の運転を続けることは極めて危険な行為であり、ただちに廃炉に向けて運転を停止するべきです。





原発事故時の避難の問題について、総論(なぜ、避難計画の実効性の欠如が人格権侵害になるか)、各論(実際に避難できないこと)に分けてプレゼンしました。

【総論:なぜ避難計画の実効性の欠如が人格権侵害になるのか】

原発事故には、①周辺住民の生命身体に深刻な被害が生じる、②将来世代にまで影響する、③環境汚染は広範囲かつ長期間に及ぶ、という他の科学技術とは質的に決定的に異なる点があります。重大事故を絶対に防がねばなりませんが、最新の科学的知見をもってしても、事故原因全てを予測して防ぐことはできません。

そのため、「深層防護」という考え方を取り入れられています。これは、仮にいくつかの安全対策が機能しなくなっても全体として適切に機能するような多層的な防護策を構成すべきという考え方です。防護層は第1層から第5層まであり、各階層は独立して最大限の対策をとること、前段の防護が破れることを想定して後段で最大限の対策をとること、とされています。

避難計画は、この深層防護の第5層(人を守るために最後の防護層)に位置付けられます。原発の安全は、深層防護の徹底によって図られるものなので、第5層の避難計画に不備があれば、原発事故による人格権侵害の具体的危険性が認められると

いえます。

現在の原子力防災の枠組みは不十分です。なぜならば、事故想定の規模が福島第一原発事故の100分の1とされていたり、避難計画の策定は30キロメートル圏内しか求められていないこと、事故予測のためにSPEEDIを利用しない(事前予測ではなく、実際に放射能汚染されてから避難開始となるため、被ばくが前提となる)からです。

30キロメートルで避難範囲を区切ることは、福島第一原発事故の際に原発から35~45キロメートル離れた飯館村が全村避難になっていることや、玄海原発周辺で風船を飛ばして飛距離をはかったところ最大500キロメートル先の奈良県まで飛んだ風船があったことからすれば、現実にそぐわないものです。

水戸地裁判決は、「大規模地震、大津波等の自然現象による原子力災害を想定したうえで、実現可能な避難計画が策定され、これを実行しうる体制が整っていないければ、人格権侵害の具体的危険性がある」と述べています。本件でも同様の考え方に基づき、判断をすべきです。

【各論:実際に避難できないこと】

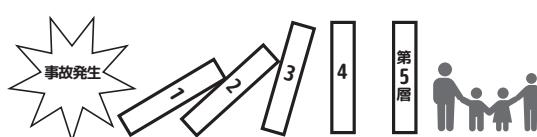
原子力災害対策指針に定められている避難計画はあらゆる面で実効性がありません。時間の制約上、6点に絞ってお話しします。

深層防護における避難計画の位置づけ

第5層(人を守るために最後の防護層)

日本では災害対策基本法、原子力災害特別措置法により規制
具体的な内容は、原子力災害対策指針にて策定

第5層が機能しなければ防護策として不備がある→人格権侵害の具体的危険



① 避難経路が確保できない危険がある

地震や集中豪雨などの複合災害の場合は、道路の寸断、家屋の倒壊等で道路が通行できなくなる危険があります。実際、熊本地震でも能登半島地震でも多くの場所で道路が損壊し、通行できなくなりました。玄海原発周辺でも、玄海町をはじめ唐津市、伊万里市、糸島市など少なくない地域で震度5以上の地震動が来る可能性があり、道路寸断のおそれがあります。ガソリン切れ、交通事故、停電によっても渋滞・通行止めのおそれがあり、福島第一原発事故時にも渋滞で車での迅速な移動が困難となりました。

② 集団避難のバスの車両・乗務員が適時適切に確保できない

玄海原発周辺では、集団輸送が必要な施設が399か所あります。最低1台のバスが必要ですし、施設によっては11台以上のバスが必要と指摘されています。しかし、それだけの台数のバスを確保できる確証がありません。被告九電は輸送手段は確保できていると主張しますが、5キロメートル圏内のことしか言及していないうえ、バス・タクシー協会と協定を結んだというだけなので、実際にバス運転手が被ばくの危険を冒して輸送業務に従事してくれるかは疑問です。新潟県が行ったアンケートでは、7割の運転手が「従事しない」と回答しています。

③ 避難支援公務員を確保できない

避難に際しては、公務員の関与が必須ですが、被ばく業務に従事させることは違法です。公務員個人の善意に頼るしかないので、避難支援を行う公務員を確保できない可能性があります。

また、避難を受け入れる側の自治体の準備もできていません。佐賀市や小城市、多良町などは数千人規模の避難者を受け入れることになっていますが、平成28年度から令和2年度までの避難訓練に参加した公務員の人数は最大17名しかありませんでした。実際の避難の際に実効的な行動を取ることは困難です。

④ 二段階避難を前提とすることの非現実性と危険性
複合災害時には家屋が倒壊・損壊する可能性が

あります。したがって、自宅待機は現実的ではありません。また、倒壊しなくとも、気密性の低い家屋(唐津市内では75%が木造家屋)では放射性物質の濃度を外気に比べて2割ほどしか軽減できません。無理に自宅待機をさせることは、被ばくリスクをかえって高めることになります。

二段階避難は現実を無視した計画であり、住民の被ばくリスクを高めるものです。

⑤ 避難退域時検査場が機能しない

福島第一原発事故をもとに、玄海原発で事故が発生した際のヨウ素131の地表汚染密度を推定したところ、30キロメートル圏をこえて汚染されることがわかりました。そうすると、この区域で検査を行っても、そもそも放射性濃度が高い地区での検査になるため、有効な検査はできませんし、除染もできません。

加えて、検査場開設には、適時に物資や人員を輸送する必要がありますが、先に述べた通り道路の損壊の問題、人員確保の問題があり、適時適切に開設できない危険もあります。検査能力にも大きな疑問があり、原告側の試算では、避難車両の検査をするのに13日間弱かかるとの結果が出ています。13日間、検査場で検査を待ち続けることは非現実的なものです。

⑥ 避難弱者は避難できない

玄海町では約1150人が自力では避難できず、他の人の運転する車に乗せてもらうしかありません。しかし、先に述べた通り、車両確保の確証はありません。

福島第一原発事故の国会事故調査報告書では、傷病者の避難に関して(ア)医療関係者の病院離脱による不足、(イ)交通インフラのひっ迫による避難手段の制約、(ウ)長期間・長時間の避難の負担、(エ)医療設備のある避難先の確保困難の問題を指摘しました。この問題はいまだに解消されていません。

以上述べてきた通り、原子力災害対策指針に定められた避難計画には実効性がありません。これは五層の防護に不備があるということであり、このまま原発を稼働させることは人格権侵害の具体的危険があるということです。



今後の日程

第52回裁判のご案内

2026年 1月30日(金)

- 9:30 佐賀県弁護士会館集合(午前の部)
 10:30 上岡証人尋問(主尋問)
 12:20 佐賀県弁護士会館集合(午後の部)
 13:30 上岡証人尋問(反対尋問)
 15:30 報告集会／佐賀県弁護士会館

原告側が申請した上岡直見氏が原発事故による避難の困難さを証言されます。
 (上岡直見氏の経歴等については別紙参照)

第53回裁判のご案内

2026年 2月20日(金)

- 9:00 佐賀県弁護士会館集合(午前の部)
 10:00 原告本人尋問①(主尋問)
 12:20 佐賀県弁護士会館集合(午後の部)
 13:15 原告本人尋問②(反対尋問)
 17:00 報告集会／佐賀県弁護士会館

避難を余儀なくされる30km圏内で生活する人、それを受け入れる人、フクシマ原発事故を実際に経験した人が証言に立たれます。
 (原告側から5名を予定しています)

第54回裁判のご案内

2026年 2月27日(金)

- 9:30 佐賀県弁護士会館集合(午前の部)
 10:30 中村証人尋問(主尋問)
 12:20 佐賀県弁護士会館集合(午後の部)
 13:30 中村証人尋問(反対尋問)
 16:00 報告集会／佐賀県弁護士会館

玄海原発を所有する九州電力の職員(中村氏)が安全対策等について証言されます。
 (反対尋問では原告側弁護団が追及します!)

第55回裁判のご案内

2026年 3月13日(金)

- 9:30 佐賀県弁護士会館集合(午前の部)
 10:30 赤司証人尋問(主尋問)
 12:20 佐賀県弁護士会館集合(午後の部)
 13:30 赤司証人尋問(反対尋問)
 16:00 報告集会／佐賀県弁護士会館

玄海原発を所有する九州電力の職員(赤司氏)が地震・火山について証言されます。
 (反対尋問では原告側弁護団が追及します!)

発行元/「原発なくそう! 九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/ 染谷孝

発行日/2026年11月10日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123